○第７期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）に対する市民コメント募集結果

No	計画全体に対する意見・提案	市の考え方
1	【図やイラストについて】 さまざまな機関や団体、専門職の役割が重複しているように思えるが、利用者の立場からみてわかりやすく示す図やイラストを入れられないか。（国のイメージ図ではなく、日高市の）	図表につきましては、補足説明が必要と思われる箇所はできる限り掲載いたしました。 本計画につきましては、国の基本指針をもとに策定しており、項目・見出しは分かれておりますが、内容が密接に係わる項目もあり、内容が重複している箇所もございます。 今回のご意見を受け、今後の計画策定に反映できるよう研究してまいりたいと考えております。

ページ	基本目標 －項目	個別意見・提案	市の考え方
50 ・ 51	２高齢者の暮らしの支援 －１在宅福祉サービスの充実	【在宅高齢者支援事業について】 15ページのデータのように高齢者独居世帯と高齢者夫婦世帯が増加していくのに、在宅高齢者支援事業の①から⑦までの計画値は低すぎるのではないか。周知することを前提にもっと利用してもらうべきではないか。	在宅高齢者支援事業につきましては、在宅で暮らしている方で、多くが寝たきり等の身体の状態を支給要件としているもので、近年の高齢者が増加している状況の中での実績をもとに計画値を算出しております。 なお、今後も事業の周知について、努めてまいりたいと考えております。
51 ・ 73	２高齢者の暮らしの支援 －１在宅福祉サービスの充実 ・ ５地域支援事業の充実 －５認知症施策の推進	【徘徊してしまう高次脳機能障がいの方やご家族への対応について】 51ページ「④認知症高齢者位置情報サービスの助成」及び「⑦徘徊高齢者等見守りシールの交付」並びに73ページ「（４）認知症高齢者等の行方不明者への対応」の事業の対象に、徘徊してしまう高次脳機能障がいの方とその方を介護しているご家族を含めてください。	【認知症高齢者位置情報サービスの助成】 認知症の方を対象として行っている事業ですので、対象者に含めるか検討してまいります。 【徘徊高齢者等見守りシールの交付】 交付要件に合致した場合は、事業の対象となることがございます。 【認知症高齢者等の行方不明者への対応】 防災行政無線による行方不明者の情報提供の呼びかけにつきましては、認知症の方に限定したものではございません。

ページ	基本目標 －項目	個別意見・提案	市の考え方
53 ・ 77	３生きがいづくりや社会参加活動の促進 －１高齢者の活動支援 ・ ６地域福祉推進体制の充実 －１福祉の意識づくり	【地域活動の参加促進、ボランティア活動の促進について】 23、24、26ページのデータによると、自分を健康だと思っている人が約80％、暮らしぶりが普通以上と思っている人が約70％であるにもかかわらず、地域活動の企画・運営に関わりたくない人が約60％となっている。ボランティアや地縁団体等の役割を地域包括ケアシステムの重要な部分と考えるならば、このギャップをどうするかは担い手の確保の面からも大きな課題だと思うが、方策も書き込むべきではないか。	社会福祉協議会に委託し、アクティブシニアに向けたボランティアリーダーの養成やボランティア活動のマッチング事業を行っているところでございます。 さらに、周知活動や事業を展開し、アクティブシニア層の地域活動やボランティア活動の促進につなげて行きたいと考えております。 また、地域支援事業において、地域における担い手の確保につきましては、ご意見のとおり地域包括ケアシステムの構築において重要なものと考えており、それに対する取組として、生活支援コーディネーターを配置するなどして、生活支援サービスをはじめ、見守り、サロン活動など、地域における互助の活性化を図ってまいりたいと考えております。 なお、本計画において、地域支援事業全般の取組の中で、それらの支援を行うこととしております。
60	４介護保険の充実 －１介護保険サービスの充実	【地域密着型サービスの設置見込数及び利用定員数について】 住み慣れた地域を「市内」ではなく「生活圏域」とするならば、高麗川圏域の地域密着型サービスの設置見込数及び利用定員数が低いのは問題ではないか。	高麗川圏域の地域密着型サービスの設置見込数及び利用定員数が低いのではないかというご指摘ですが、通所介護サービスのような地域密着型サービスと同等のサービスや、地域密着型サービスの代替となるサービス提供事業所が居宅サービスや介護予防サービスとして高麗川圏域にあることから、提供できるサービスという面では、サービス利用者に直ちに支障を及ぼす水準ではないと考えております。 しかし、今後、要介護・要支援認定者数が増加することが見込まれることから、必要と見込まれる介護サービス提供事業所の整備につきましては、指定権限を持つ県や市が、各々の立場において整備を行っていく必要があると考えております。

ページ	基本目標 －項目	個別意見・提案	市の考え方
72	５地域支援事業の充実 －４生活支援体制の整備推進	【生活支援コーディネーターとコミュニティ・ソーシャル・ワーカーの役割について】 生活支援コーディネーターは、社協に置くコミュニティ・ソーシャル・ワーカーと役割においてどう違うのか。連携はするのか。	生活支援コーディネーターは、日高市では平成28年３月から開始されました介護予防・日常生活支援総合事業において、多様な担い手による生活支援サービス等を整備するために配置されたものでございます。 コミュニティ・ソーシャル・ワーカーは、高齢者のみならず全世代を対象としており、課題の発見、相談援助、多機関との連携、地域資源の開発等の役割がございます。市内の学校を範囲とする各地区社会福祉協議会に配置することについて、社会福祉協議会が地域福祉活動計画に位置付け、取組を進めております。 このように、生活支援コーディネーターはコミュニティ・ソーシャル・ワーカーとは役割が異なるものですが、地域における支え合いの取組等を促すという面など、共通するものがございますので、必要な連携は行われるものと考えております。
73	５地域支援事業の充実 －５認知症施策の推進	【高次脳機能障がいとなった第２号被保険者への支援策について】 若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障がいとなった第２号被保険者への支援策として、器質性精神障がい（認知症、高次脳機能障がい）としての適切な診断につなげ、介護保険サービスと併用できる障がい福祉サービスが利用できるよう介護保険担当課と障がい福祉担当課が連携して支援していく、といった具体的な施策を記してください。	ご意見のとおり、次のとおり追加記載したいと考えております。 名称「若年性認知症等への支援」 本文「若年性認知症や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障がいなどに対する事業所や市民の理解の促進を図るとともに、本人や家族に対する相談体制の整備･充実を図ります。」
78	６地域福祉推進体制の充実 －２支え合いの地域づくり	【地区社会福祉協議会（仮）の設置について】 地区社会福祉協議会（仮）の設置を支援するとあるが、設置の呼びかけはどこがして、運営はどこが担うのか何も書いていないが、自治会や社協に丸投げしたり、位置づけがあいまいでは負担が増えるだけであり、機能しないのではないかと思う。	地区社会福祉協議会（仮称）は社会福祉協議会が設置し、市はその支援をすることについて、市の地域福祉計画及び社会福祉協議会の地域福祉活動計画で位置付けております。 地区社会福祉協議会の運営につきましては、市、社会福祉協議会、市民、ボランティア等が連携していく必要がございます。地域のご理解、ご協力をいただきながら、引き続き、設置に向けた取組を支援してまいります。

※ページは、市民コメント募集時の「第７期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（案）のものです。